

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「ともに学び共に生きる心豊かな子ども」を学校教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、SNS 等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称「子どもサポート会議」

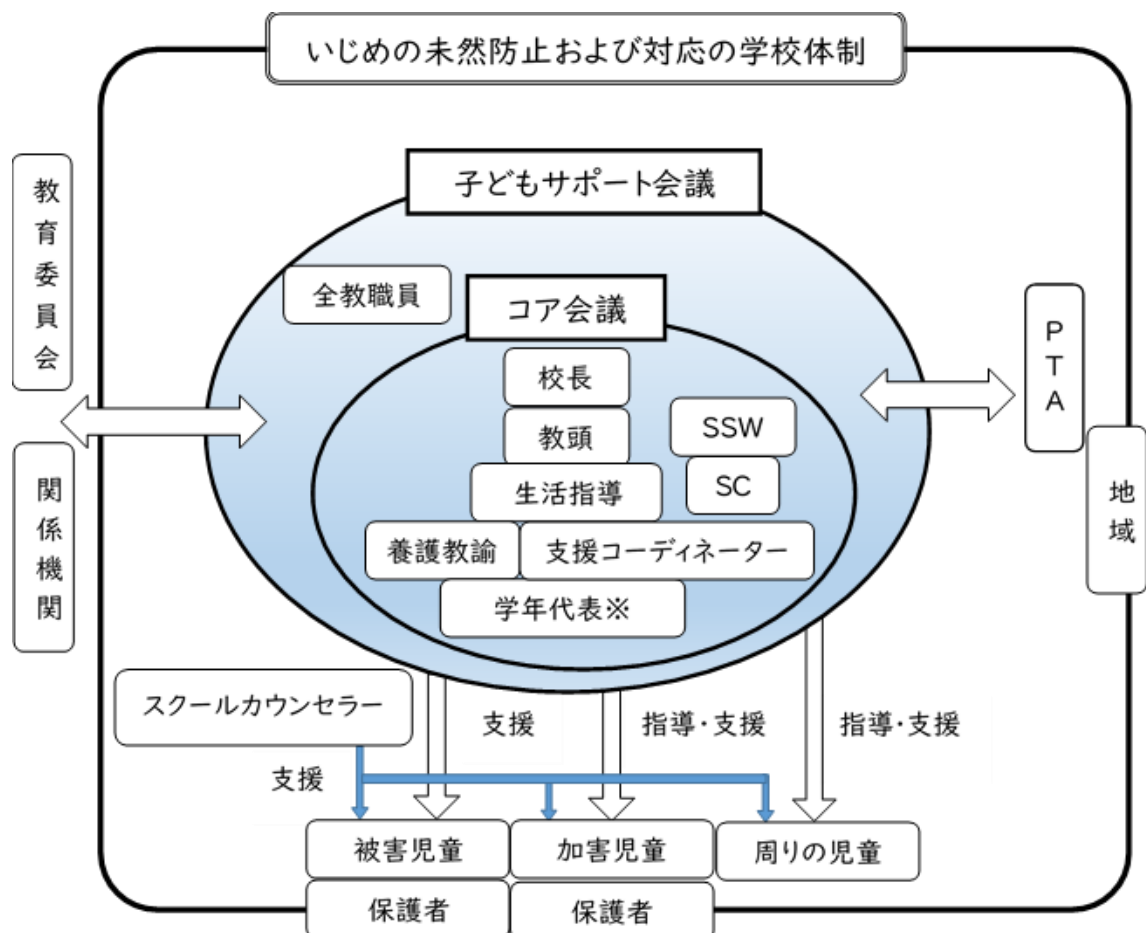
(2) 構成員

校長、教頭、生活指導担当、各学年代表、養護教諭、スクールソーシャルワーカー（SSW）
スクールカウンセラー（SC）等

(3) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し・改訂
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの早期発見と対応
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤ 年間計画の企画と実施・進捗のチェック
- ⑥ 各取組の有効性の検証

<校内体制>



児童にとって安心・安全に学校生活を送ることができるようには、児童が規律ある学校生活の習慣を身につけることが必要である。本校では、月毎に生活目標や保健・食育のめあてなどを定め、児童に周知し、教職員がその目標・めあてを指導することで落ち着いた雰囲気を作っていく。また、児童一人一人を学校生活のさまざまな場面でお互いを認め合える、共感できる取り組みを行っていくことで、自己有用感、自己肯定感を育てていく。

4 年間計画（別添）

5 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

子どもサポート会議は、毎週のコア会議や全教職員での情報共有、月2回の情報共有、進捗状況の報告、学期末に現在までの成果と今後の課題・取り組みの報告などについて、年3回開催し、取り組みが計画どおり進んでいるか検証する。その他に、ケース会議を随時行い、情報共有、アセスメント、プランニングを行う。また、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の計画・見直しなどを行う。

第2章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くため、道徳・学級活動をはじめとして、学校教育活動全体の集団づくりの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめは、どの学校にも起こりうるという意識を全教職員がもつことが重要である。そのことを考えるといじめが起きてからの対応だけでなく未然防止のための方策が求められる。本校ではこれまで、子どもサポート会議を中心に、支援が必要な児童について、情報共有しながら、対応を検討し、実施してきた。加えて、未然防止を念頭に置いた取り組みを子どもサポート会議が中心に行っていく。

2 いじめの未然防止のための措置

(1) 日ごろから、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員の共通理解を図る。

また、児童に対しては、全校朝会や学級活動などで校長や教職員がいじめの問題について触れる機会を持ち、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するため、学校の全教育活動を通じた道徳教育や人権教育を充実させるとともに、毎週朝おこなっている朝読書をはじめとする読書活動、体験を重視した活動などを推進する。他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることにより児童の社会性を育む。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意としては、いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが考えられる。一

人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくとともに学級や学年等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりに努める。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、全ての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供することで、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、学級集団づくりの中で自己肯定感を育む取り組みを行う。学校だけでなく家庭や地域の中でも自己有用感や自己肯定感を育つ部分が大きいと考えられることから家庭・地域への協力を求める。
- (5) 児童自らがいじめについて学び、取り組む方法として、児童会活動として児童へいじめ防止を訴えるなど、児童が主体的に考える機会を設ける。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。教職員が児童の示す小さな変化や危険信号を見逃さないためアンテナを高くすることやアンケートなどを通じて子どもの変化をとらえるようにする。

また、教職員が気づいたことを他の教職員と情報共有することで、見逃しを防いでいく。気づいたことは、まず学年の教職員で共有するとともに生活指導担当者、管理職にあげていき、必要に応じて子どもサポート会議、ケース会議で検討していく。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、毎学期に「元気調査」を実施する。「学校へ行きたくない」「いやな思いをしている」など、困っていること、自分の周りでいやな思いをしている人などを記述により具体的な形で実態調査を行う。得られた結果をもとに、必要に応じて個別に聞き取り、事案によっては生活指導担当、管理職へ報告し、ケース会議を行う。教職員一人一人がアンテナを高くし、日常的に児童の様子、個人ノート、日記指導など様々な情報からいじめの芽を把握していく。
- (2) いじめの早期発見は学校だけでなく保護者・地域の方との連携が不可欠である。校外で児童を見守ってくださっている保護者や地域の方から得た情報は、教職員で共有する。
- (3) 学校の教育相談の場としては、家庭訪問や個人懇談が考えられるが、学校派遣教育相談の派遣があればその制度を利用し、相談できる体制を構築する。また、関係機関の電話相談などを保護者に対して周知する。
- (4) 教育相談などで得た児童の個人情報については、主体である児童とその保護者の了解のもとその運用を図る。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導を行う。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援などにより、心の安定と信頼回復のきっかけをつかむことができる考える。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止める。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年の教員や生活指導担当者、管理職に報告し子どもサポート会議で情報を共有する。生活指導担当、管理職が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、重大ないじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、子どもサポート会議が中心となって対応する。状況に応じて、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- 指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
- 「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
- そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等とも連携する。
- 運動会や宿泊行事、遠足等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって解消とすることはできない。「いじめが解消している」と判断できるには少なくとも次の二つの要件が満たされていなければならない。

- (1) 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットも含む）が止んでいる状態が少なくとも3カ月以上継続していること。
- (2) 被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により現認する。

7 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、子ども支援委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

附則

平成 26 年(2014 年)3月7日 策定

平成 30 年(2018 年)3月 改訂

令和4年(2022 年)7月 改訂

令和6年(2024 年)4月 改訂

令和7年(2025 年)4月 改訂

令和8年(2026年)4月 改訂